

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容													
警察本部 総務部 施設課 門真警察署	<p>門真署における自動火災報知設備感知器の増設工事に伴い、消防法に基づく届出を契約業者が行った場合、届出に係る支出については費用として処理する必要があるが、費用ではなく資産として処理した結果、財務諸表上の費用が過小に、公有財産台帳上及び財務諸表上の固定資産が過大となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="477 674 1308 993"> <thead> <tr> <th colspan="2">処理</th> <th rowspan="2">消防法に基づく届出にかかる支出</th> <th rowspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">費用</td> <td>資産</td> <td>官庁申請書類作成</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防検査立会費</td> <td>32,400円</td> </tr> </tbody> </table>	処理		消防法に基づく届出にかかる支出	金額	正	誤	費用	資産	官庁申請書類作成	10,800円		消防検査立会費	32,400円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表し、財務諸表に正しく反映されるよう、速やかに修正されたい。 また、固定資産計上基準等を正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 【固定資産計上の基本方針】 3 日常の維持管理、及びき損・損耗した財産の原状回復等機能維持に要した支出については資産計上しない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領及び公有財産台帳等管理システムに係るFAQ】 3 固定資産計上基準関連 Q3-17 消火設備を工事請負の契約により設置した際、消防法の届出を同契約内で契約業者に行っても良かった。届出にかかる支出額は、資産か費用か。 A3-17 費用です。</p> </div>	<p>本部施設課において、誤って資産として計上されていた官庁申請書類作成及び消防検査立会費について、平成28年5月10日、複式情報を修正し、財務諸表に正しく反映されるようにした。</p>
処理		消防法に基づく届出にかかる支出	金額													
正	誤															
費用	資産	官庁申請書類作成	10,800円													
		消防検査立会費	32,400円													

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年11月2日から同年12月28日まで）